



## 平成 28 年銀行法等改正(銀行法関連改正事項) —政府令案の公表を受けて— 執筆者:小張 裕司

### 1. はじめに

平成 28 年銀行法等改正<sup>1</sup>(以下「本改正」)に関して、昨年 12 月 28 日及び本年 1 月 10 日に本改正に関する政府令案(以下「本政府令案」)が公表され、パブリックコメント手続きに付されました<sup>2</sup>。本改正は、①金融グループにおける経営管理の充実、②共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、③IT の進展に伴う技術革新への対応、④仮想通貨への対応に向けて、銀行法(①②③関連)や資金決済法・犯罪収益移転防止法(③④関連)等の改正を行うものですが、本政府令案においては、これらについての具体的な内容・要件・手続等が規定されています。

本稿では、本政府令案によって全体像が明らかとなった本改正の内容について、銀行法関連改正事項を中心に紹介します<sup>3 4</sup>。

### 2. 銀行グループ・銀行持株会社グループにおける経営管理義務

本改正においては、金融グループにおける経営管理機能の明確化の観点から、グループの経営管理を行う主体が銀行である

<sup>1</sup> 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成 28 年 5 月 25 日成立、同年 6 月 3 日公布)

<sup>2</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20161228-4.html>(2016 年 12 月 28 日公表分)  
<http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170110-1.html>(2017 年 1 月 10 日公表分)

<sup>3</sup> なお、④仮想通貨への対応に関する改正の概要については、金融ニューズレター2016 年 9 月号  
([https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/newsletter\\_201609\\_finance.pdf](https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201609_finance.pdf))もご参照下さい。

<sup>4</sup> 本稿において、「法」、「令」及び「規則」とは、それぞれ銀行法、銀行法施行令及び銀行法施行規則を意味するものとします。また、本改正による条文の追加・変更等が生じている銀行法関連法令(案)を「改正法」、「改正令案」又は「改正規則案」等と表記し、本改正前における銀行法関連法令を示す場合には、特に「改正前法」、「改正前令」又は「改正前規則」等と表記しています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

場合(銀行グループ)と銀行持株会社である場合(銀行持株会社グループ)とを区別した上で、当該経営管理主体において、グループの経営管理を行わなければならないことが明確化されました。

(1) グループの範囲と経営管理の内容

経営管理義務を負う主体(経営管理会社)は、銀行又は銀行持株会社であって、自己を子会社とする銀行又は銀行持株会社を有しない者(最上位の銀行・銀行持株会社)となります。当該経営管理会社が銀行である場合の当該銀行及びその子会社の集団が「銀行グループ」となり、当該経営管理会社が銀行持株会社である場合の当該銀行持株会社及びその子会社の集団が「銀行持株会社グループ」となります(改正法 12 条の 2 第 3 項 1 号、16 条の 3 第 1 項)。

また、「経営管理」の内容は、以下の通りです(改正法 16 条の 3 第 2 項、改正規則案 17 条の 5 の 3、34 条の 14 の 2)。

- |                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| ① グループの経営方針・リスク管理方針・危機管理体制整備方針の策定及びその適正な実施の確保                |
| ② グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整                            |
| ③ グループに属する会社の役職員等の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制の整備               |
| ④ グループ(金融庁長官が指定したグループ <sup>5</sup> に限る。)の再建計画の策定及びその適正な実施の確保 |

(2) 参考 — 2 つの利益相反管理

本改正においては経営管理会社に課される経営管理義務の一環として利益相反管理(上記(1)②)が要請されていますが、銀行や銀行持株会社においては、これまでも顧客の利益保護の観点から別途利益相反管理体制整備義務が課されていました(改正前法 13 条の 3 の 2、52 条の 21 の 2)。両者の相違点は概要以下の通りですが、今後、グループの利益相反管理については、両者の要請を網羅した形での体制整備が求められます<sup>6</sup>。

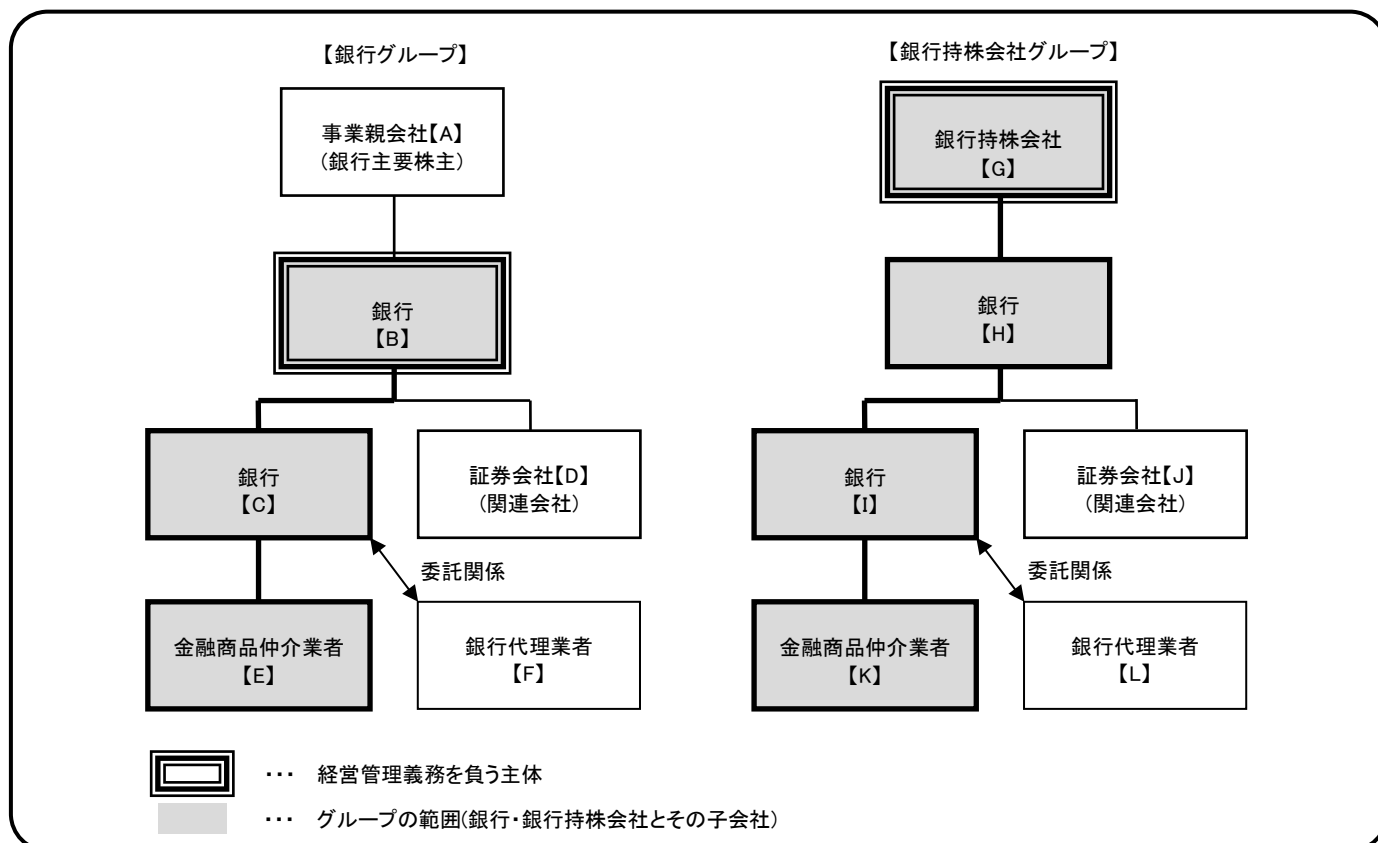
	経営管理義務として要請される利益相反管理 (改正法 16 条の 3 第 2 項 2 号、52 条の 21 第 4 項 2 号)	利益相反管理体制整備義務(銀行法) (改正前法 13 条の 3 の 2、52 条の 21 の 2)
義務主体	・最上位の銀行・銀行持株会社 ⇒ [参考事例]の[B][G]が該当	・すべての銀行・銀行持株会社 ⇒ [参考事例]の[B][C][G][H][I]が該当 <sup>7</sup>
自己からみた管理先の関係	・子会社 ⇒ [参考事例]の[A][D][F][J][L]は対象外	・(子会社を含む)子法人等・関連法人等 ・親法人等 ・親法人等の子法人等・関連法人等 ・自己のために銀行代理業を営む者、等 ⇒ [参考事例]の[A][D][F][J][L]も対象となり得る。
管理先の業種	・問わない ⇒ [参考事例]の[E][K]も対象となる。	・銀行・金融商品取引業者・保険会社 ・外国において上記に相当する者 ・貸金業を行う者 ・銀行代理業を営む者 ・一定の協同組織金融機関、等 ⇒ [参考事例]の[E][K]は対象外となるが、[D][F][J][L]は対象となる。[A]については、上記業種に該当すれば対象となる。

<sup>5</sup> 告示案によれば、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が指定されることが予定されています。

<sup>6</sup> なお、これらの法令上の要請に基づく利益相反管理とは別に、監督指針上もグループにおける利益相反管理が求められる場合がありますので(金融コングロマリット監督指針等)、この点にも留意する必要があります。

<sup>7</sup> なお、金融商品取引法等においても同様の体制整備義務が課されていますので、証券会社[D][J]については、同法に基づき体制整備が求められる場合があります。

〔参考事例〕



### 3. 銀行持株会社の業務範囲の拡大

銀行持株会社の業務範囲については、これまでは、①子会社の経営管理業務及び②これに附帯する業務以外の業務を行うことはできないこととされてきました(改正前法 52 条の 21 第 1 項)。

本改正により、(a)当該銀行持株会社の銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限ります。)に共通する業務であって、(b)当該業務を当該銀行持株会社が行うことが当該グループの業務の一体的且つ効率的な運営に資するものとして内閣府令に定めるもの(詳細は後記(2)参照)を、(c)事前認可を得た上で、当該グループ会社に代わって行うことができることとされました(改正法 52 条の 21 の 2)。

(1) 二以上のグループ会社に共通する業務

上記(a)の要件については、(i)銀行持株会社傘下の「子会社」のために行う業務であり、(ii)当該子会社の「二以上について共通する業務」であり、且つ、(iii)当該二以上の子会社のうちに「銀行」を含むものでなければならないことに留意する必要があります。

(2) 銀行持株会社において新たに行うことができることとなる業務の範囲

上記(b)の要件に関しては、改正規則案において、以下の業務が定められています(改正規則案 34 条の 14 の 3)。

銀行持株会社において新たに行うことができることとなる業務の範囲	
① <u>グループ銀行等<sup>8</sup>の資産運用</u>	⑨ グループ会社の業務に関する <u>広告・宣伝</u>
② <u>グループ会社のために行う M&amp;A 等に関する交渉</u>	⑩ グループ会社の業務に関して必要となる <u>調査・情報提供(担保財産の管理事務を除く。)</u>
③ <u>グループ銀行等の与信判断の前提となる審査</u>	⑪ <u>グループ銀行等が販売することができる金融商品(保険を除く。)</u> の開発
④ <u>グループ会社のためのシステム/プログラムの設計・保守等</u>	⑫ グループ会社の事務に係る <u>計算</u>
⑤ <u>グループ会社に対する不動産(原則、事業用不動産)の賃貸又は当該会社が所有する不動産・付随設備の管理</u>	⑬ グループ会社の事務に係る <u>書類作成・保管・発送等</u>
⑥ <u>グループ会社の役職員の福利厚生事務</u>	⑭ <u>グループ会社とその顧客との間の事務の取次ぎ</u>
⑦ <u>グループ会社の事務用品の購入・管理</u>	⑮ <u>グループ会社の役職員に対する教育・研修</u>
⑧ <u>グループ会社に対する機械類その他の物件のリース</u>	⑯ 前各号に附帯する業務

このうち、①(資産運用)や②(M&A 等の交渉)については、(i)金融商品取引業登録の要否、(ii)経営管理会社としてのグループ内の利益相反管理を行うべき地位と当該業務の委託元となるグループ会社に対する善管注意義務その他の受託者責任を負うべき地位との峻別・整合性、(iii)銀行持株会社がグループ会社の業務(営業)の一環として取得する顧客情報とグループ間情報共有の可否(ファイアー・ウォール規制を含みます。)等が潜在的な論点となることが考えられます。

#### 4. 外国銀行代理業務・外国における銀行代理業の委託に係る規制緩和

(1) 外国銀行代理業務に係る規制緩和

これまで、銀行又は外国銀行支店において、別法人たる外国銀行を委託元(所属外国銀行)とすることができるのは、50%超の議決権保有に係る親子・兄弟関係が存在する場合に限定されてきました(改正前規則 13 条の 2)。この点、本改正により、上記関係(50%超の議決権保有関係)以外にも、いわゆる実質支配力基準の下での親子・兄弟関係にある外国銀行についても所属外国銀行とすることができることとなりました(改正規則案 13 条の 2)。

また、これまで、一の所属外国銀行と同一の外国銀行グループに属する他の外国銀行であっても、新たに所属外国銀行とするためには、個別に認可を取得する必要がありました。この点、本改正により、同一の外国銀行グループに属する複数の外国銀行(実質支配力基準の下での親子・兄弟関係にある外国銀行<sup>9</sup>)については、当該グループ毎に認可を 1 度取得するのみで、当該グループに属する他の外国銀行を所属外国銀行とすることができることとなりました(改正法 52 条の 2 第 2 項)<sup>10</sup>。

<sup>8</sup> 本稿において「グループ銀行等」とは、銀行・銀行持株会社のグループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社をいいます。

<sup>9</sup> 外国銀行支店が外国銀行代理銀行となる場合には、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所(外国における本店その他の営業所)を含みます。

<sup>10</sup> 但し、所属外国銀行を追加する際に事前届出が必要となります(改正規則案 35 条 1 項 16 号の 2)。

改正前	
所属外国銀行の範囲	認可・届出の別
(1)外国銀行代理銀行が「銀行」の場合	
① 当該銀行の <b>子会社</b> である外国銀行	いずれも事前届出
② 当該銀行を子会社とする銀行持株会社の <b>子会社</b> である外国銀行	
③ 当該銀行を <b>子会社等</b> <sup>11</sup> とする外国銀行	いずれも、所属外国銀行を追加する毎に <b>個別の認可が必要</b>
④ 当該銀行を <b>子会社等</b> とする親会社等の <b>子会社等</b> である外国銀行	
⇒ <b>50%超の議決権保有による親子・兄弟関係</b>	
⑤ 上記以外の外国銀行(外国銀行代理業務を外国のみで行う場合に限る。)	個別の認可が必要
(2)外国銀行代理銀行が「外国銀行支店」の場合	
① 当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所(外国における本店その他の営業所)	いずれも、所属外国銀行を追加する毎に <b>個別の認可が必要</b>
② 当該外国銀行支店に係る外国銀行の <b>子会社等</b> である外国銀行	
③ 当該外国銀行支店に係る外国銀行を <b>子会社等</b> とする外国銀行	
④ 当該外国銀行支店に係る外国銀行を <b>子会社等</b> とする親会社等の <b>子会社等</b> である外国銀行	
⇒ <b>50%超の議決権保有による親子・兄弟関係</b>	
⑤ 上記以外の外国銀行(外国銀行代理業務を外国のみで行う場合に限る。)	個別の認可が必要

改正後	
所属外国銀行の範囲	認可・届出の別
(1)外国銀行代理銀行が「銀行」の場合	
(変更なし)	(変更なし)
③ 当該銀行の <b>子法人等</b> である外国銀行(上記①を除く。)	<b>③から⑥までについて1度の認可で足りる</b> (但し、所属外国銀行追加時に事前届出要)
④ 当該銀行を <b>子法人等</b> とする外国銀行	
⑤ 当該銀行を子会社とする銀行持株会社の <b>子法人等</b> である外国銀行(上記②を除く。)	
⑥ 当該銀行を <b>子法人等</b> とする親法人等の <b>子法人等</b> である外国銀行	
⇒ <b>実質支配力基準による親子・兄弟関係も含む。</b>	
(変更なし)	(変更なし)
(2)外国銀行代理銀行が「外国銀行支店」の場合	
① 当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所(外国における本店その他の営業所)	<b>①から④までについて1度の認可で足りる</b> (但し、所属外国銀行追加時に事前届出要)
② 当該外国銀行支店に係る外国銀行の <b>子法人等</b> である外国銀行	
③ 当該外国銀行支店に係る外国銀行を <b>子法人等</b> とする外国銀行	
④ 当該外国銀行支店に係る外国銀行を <b>[子会社<sup>12</sup>]</b> とする親法人等の <b>子法人等</b> である外国銀行	
⇒ <b>実質支配力基準による親子・兄弟関係も含む。</b>	
(変更なし)	(変更なし)

<sup>11</sup> 「子会社等」とは、一の法人等が他の法人等の議決権を50%を超えて保有する場合の当該他の法人等をいい、この場合における当該一の法人等を「親会社等」といいます(改正前規則13条の2第3項)。

<sup>12</sup> 改正規則案では「子会社」とされていますが、「子法人等」とすべきように思われます。

(2) 外国における銀行代理業の委託に係る規制緩和<sup>13</sup>

これまでは、銀行が外国において銀行代理行為<sup>14</sup>を委託する場合には、個別に事前認可が必要とされてきました(法 8 条 3 項)。本改正により、銀行が自己のグループに属する外国銀行(具体的には以下の外国銀行)に対して委託を行う場合には、事前届出で足りることとなりました(改正法 8 条 4 項、改正規則案 10 条の 2)。

- |   |                                                 |
|---|-------------------------------------------------|
| ① | 当該銀行の子会社等 <sup>15</sup> である外国銀行                 |
| ② | 当該銀行を子会社等とする外国銀行                                |
| ③ | 当該銀行を[子会社等] <sup>16</sup> とする銀行持株会社の子会社等である外国銀行 |
| ④ | 当該銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行                    |

## 5. 従属業務を営む会社(従属会社)における収入依存度規制の緩和

これまでは、銀行・銀行持株会社において、従属業務を営む会社(従属会社)を子会社とするためには、「主として」当該銀行・銀行持株会社に係るグループのために当該従属業務を営んでいること等が要件とされており、原則として「50%以上」の収入依存度基準を満たす必要がありました。具体的には、従属業務として行うそれぞれの業務について、各事業年度における当該銀行・銀行持株会社のグループ内<sup>17</sup>からの収入額が総収入額の 50%以上存在し、且つ、グループ銀行等からの収入が存在すること等が必要とされてきました。

本改正においては、上記の「主として」という要件を撤廃し、上記収入依存度に係る「50%以上」基準について、一定の決済関連業務に関しては「40%以上」であればよいとする旨の規制緩和がなされています<sup>18</sup>。

また、銀行持株会社グループの子会社である金融関連業務(銀行業に付随し又は関連する一定の業務<sup>19</sup>)に限ります。以下「銀行専門関連業務」を行う会社(金融関連会社)のために従属業務を行う会社(従属会社)については、対象となる各従属業務(それぞれの業務)について、各事業年度において、当該金融関連会社及び当該金融関連会社が行う銀行専門関連業務と同一種類の業務を行う会社からの収入額が総収入額の「90%以上」であれば(グループ銀行等からの収入が存在しない場合であっても)収入依存度規制を満たす旨の改正がなされています<sup>20</sup>。

<sup>13</sup> なお、外国銀行支店については、当該改正事項に係る規定(改正法 8 条 4 項)の準用はありません(法 47 条 2 項ただし書)。

<sup>14</sup> 法 2 条 14 項各号に掲げる行為(銀行の固有業務(①預金の受入れ等、②資金の貸付け等又は③為替取引)に係る契約の締結の代理・媒介)をいいます。

<sup>15</sup> 「子会社等」とは、一の法人等が他の法人等の議決権を 50%を超えて保有する場合の当該他の法人等をいい、この場合における当該一の法人等を「親会社等」といいます(改正規則案 10 条の 2 第 2 項)。

<sup>16</sup> 改正規則案では「子会社等」とされていますが、銀行が株式会社であることや他の類似規定との平仄からすれば「子会社」とする方が自然であるように思われます。

<sup>17</sup> なお、他の金融機関グループからの収入を含める場合には、「90%以上」の収入依存度が必要とされています。当該特則については本改正による変更はないため、以下では省略しています。

<sup>18</sup> 平成 14 年金融庁告示第 34 号(以下「収入依存度告示」)に係る改正案(以下「改正収入依存度告示案」)2 条 1 項 1 号、6 条、7 条 1 項 1 号、12 条

<sup>19</sup> 具体的には、金融関連業務(法 16 条の 2 第 2 項 2 号)のうち規則 34 条の 18 各号に掲げる業務(①規則 17 条の 3 第 2 項 1 号から 18 号の 5 までに掲げる業務、②平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 9 号(以下「リース等告示」)3 条 1 号から 7 号までに掲げる業務、又は③規則 17 条の 3 第 2 項 39 号に掲げる業務のうち、①②に掲げる業務に附帯する業務)をいいます(規則 34 条の 18、改正リース等告示 4 条)。

<sup>20</sup> 改正収入依存度告示案 11 条

改正点の詳細については、以下の通りです。

改正前			
1.	「銀行」が従属会社を子会社とする場合		
	従属会社を子会社とするための基準	認可・届出の要否に関する基準	
	① 「それぞれの業務 <sup>21</sup> 」につき、各事業年度において、当該銀行のグループ会社 <sup>22</sup> からの収入合計額が総収入額の <b>50%以上</b> 、且つ	(1) 「それぞれの業務」につき、各事業年度において、当該銀行からの収入額が総収入額の <b>50%以上</b>	届出
	② 以下のいずれかからの収入があること ・ 当該銀行 ・ その特定子銀行 <sup>23</sup> ・ その銀行持株会社特定子銀行 <sup>24</sup>	(2) 上記以外	認可
2.	「銀行持株会社」が従属会社を子会社とする場合		
	従属会社を子会社とするための基準	認可・届出の要否に関する基準	
	① 「それぞれの業務」につき、各事業年度において、当該銀行持株会社のグループ会社 <sup>25</sup> からの収入合計額が総収入額の <b>50%以上</b> 、且つ	(1) 「それぞれの業務」につき、各事業年度において、当該銀行持株会社の子会社である銀行からの収入額が総収入額の <b>50%以上</b>	届出
	② 以下のいずれかからの収入があること ・ 当該銀行持株会社の子会社たる銀行 ・ その特定子銀行 ・ その銀行持株会社特定子銀行	(2) 上記以外	認可

改正点		
1.	「50%以上」基準の緩和	
	改正前における <b>50%以上</b> 基準について、「それぞれの業務」が下記 <b>類型(a)</b> 又は <b>類型(b)</b> に該当する場合には、 <b>40%以上</b> に緩和	
	(a) 以下のいずれかの業務(単体で営むことが可能) <sup>26</sup> ① ATMの保守・点検その他の管理 ② 事務に係る計算 ③ システム・プログラムの設計・作成・販売・保守	(b) <b>類型(a)の業務と併せ営む</b> 以下のいずれかの業務 <sup>27</sup> ① 資金の貸付けに関する相談・取次等の事務 ② 書類作成・整理・保管・発送・配送 ③ 顧客との間の事務取次ぎ ④ 現金・手形等の輸送 ⑤ 現金・手形等・証書の集配
2.	銀行専門関連業務を営む会社のために従属業務を営む会社に関する収入依存度基準の新設	
	下記(a)の会社について、下記(b)の基準を満たす場合、銀行持株会社の子会社たる従属会社として許容	
	(a) 銀行持株会社集団に属する <b>銀行専門関連業務</b> を行う会社のために従属業務を営む会社(従属会社)であること	
	(b) 各事業年度において、当該従属会社が行う「それぞれの業務」につき、下記①②からの収入合計額が総収入額の <b>90%以上</b> となること ① 当該銀行持株会社の子会社である銀行専門関連業務を行う会社 ② 上記①の会社が行う銀行専門関連業務と同一種類の銀行専門関連業務を営む会社	
	→ <b>グループ銀行等からの収入は必ずしも必要としない。</b>	

<sup>21</sup> 「それぞれの業務」とは、規則 17 条の 3 第 1 項 1 号から 21 号までに掲げる各業務をいいます。

<sup>22</sup> 銀行及びその子会社等(概要、①当該銀行、②当該銀行の子会社、③当該銀行を子会社とする銀行持株会社及び④当該銀行持株会社の子会社からなる集団)(収入依存度告示 2 条 1 項)

<sup>23</sup> 当該銀行の子会社である、①銀行、②長期信用銀行、③資金移動専門会社及び④銀行業を営む外国の会社

<sup>24</sup> 当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社(特定子銀行を除く。)である、①銀行、②長期信用銀行及び③銀行業を営む外国の会社

<sup>25</sup> 銀行持株会社集団(概要、①当該銀行持株会社及び②当該銀行持株会社の子会社からなる集団)(収入依存度告示 7 条 1 項)

<sup>26</sup> 規則 17 条の 3 第 1 項 8 号、13 号又は 17 号に掲げる業務

<sup>27</sup> 規則 17 条の 3 第 1 項 11 号、14 号、15 号、19 号又は 20 号に掲げる業務

## 6. 金融関連 IT 企業(銀行業高度化等会社)への出資の容易化

銀行・銀行持株会社においては、他業禁止の観点から、子会社とすることができる会社(子会社対象会社)が限定列举されていますが、近時大きな話題となっている FinTech 企業(金融 IT 関連企業)については、必ずしも従前の子会社対象会社には含まれない場合も想定されます。本改正においては、銀行(銀行持株会社)によるこのような新たな類型の企業・サービスに対する出資や子会社化を阻害しないようにするため、「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行(当該銀行持株会社の子会社である銀行)の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」を営む会社(以下「銀行業高度化等会社」)が子会社対象会社に追加されました。その上で、銀行(銀行持株会社)においては、認可を取得することにより、基準議決権数<sup>28</sup>を超える銀行業高度化等会社の議決権を取得・保有すること(子会社とすることを含みます。)が認められることになりました(改正法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 3、52 条の 23 第 1 項 11 号の 3。なお、認可審査基準については下記参照)。

### 銀行を申請者とする場合の認可審査基準(改正規則案 17 条の 5 の 2 第 2 項)<sup>29</sup>

- ① 当該申請をした銀行(申請銀行)の資本金の額が当該申請に係る銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- ② 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等(当該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。
- ③ 申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- ④ 当該申請時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。
- ⑤ 当該認可に係る銀行業高度化等会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- ⑥ 申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。
- ⑦ 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行及びその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。
- ⑧ 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。
- ⑨ 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、申請銀行又は当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

銀行業高度化等会社に対する出資比率と認可の要否との関係については、概要、以下のように整理することができます<sup>30</sup>。

	出資比率(議決権ベース)	銀行業高度化等会社の国内会社・外国会社の別	
		国内会社	外国会社
銀行	① 5%以下	不要	不要
	② 5%超 ~ 50%以下	要 (③で取得済みの場合を除く。)	不要
	③ 50%超	要 (②で取得済みの場合を除く。)	要
銀行持株会社	① 15%以下	不要	不要
	② 15%超 ~ 50%以下	要 (③で取得済みの場合を除く。)	不要
	③ 50%超	要 (②で取得済みの場合を除く。)	要

<sup>28</sup> 「基準議決権数」とは、国内の会社の総株主等の議決権の 5%(銀行の場合)又は 15%(銀行持株会社の場合)に相当する議決権数をいいます(改正法 16 条の 4 第 1 項、52 条の 24 第 1 項)。

<sup>29</sup> 銀行持株会社を申請者とする場合の認可審査基準については、①③に対応する基準が存在しない点を除き、基本的には銀行の場合と同様の基準が定められています(改正規則案 34 条の 19 の 2 第 2 項)。

<sup>30</sup> なお、独占禁止法(独禁法)上の 5%ルール(独禁法 11 条)との関係では、現時点で規制対象となる「国内の会社」から銀行業高度化等会社を除外するための公正取引委員会規則による手当てがなされていないため、銀行が国内会社たる銀行業高度化等会社の議決権を 5%を超えて取得・保有する場合には、公正取引委員会の認可も取得する必要がある点に留意する必要があります。



## 7. その他の改正点及び施行時期

その他、本改正においては以下のような改正点が盛り込まれています。

改正点	概要
(1) 持株会社に関する定義の建付けの変更 <sup>31</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持株会社の定義(従前は独禁法の定義規定を引用)を銀行法自体に規定</li> <li>分母要素の控除項目として、一定の子会社に対する貸付金等を追加</li> </ul>
(2) 預金受払事務の委託等に関する規制の具体化 <sup>32</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュアウトサービス(デビットカードを活用して小売店のレジ等で現金の受取が可能となるサービス)の外部委託時における体制整備事項の明確化</li> </ul>
(3) 共通業務の委託時における委託先管理義務の免除 <sup>33</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)に共通する業務をグループに属する他の会社に委託する場合において、当該委託先の監督を銀行持株会社が担うこと(又は当該業務を銀行持株会社に委託すること)により、銀行における委託先監督義務を免除</li> </ul>
(4) グループ内資金融通の容易化(アームズ・レングス・ルールの緩和) <sup>34</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ銀行間の取引条件を明確に定めること等により、一の銀行に不利な条件(例:一般レートよりも低いレートでの融資等)でも当局承認により可能とする</li> </ul>
(5) 銀行代理業者に対する行為規制等の緩和 <sup>35</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定預金等契約に関する締結前交付書面・締結時交付書面に係る交付手続きの簡略化</li> <li>無人の営業所における臨時休業やごく短期間の休業の場合における店頭掲示の省略</li> </ul>
(6) 現金等紛失時における不祥事件届出の提出基準の実質化 <sup>36</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金等紛失時の不祥事件届出の基準につき、形式基準(1件100万円以上)から実質基準(業務管理上の重大性)へ変更</li> </ul>

本改正については、今後、関係監督指針等の改正やパブリックコメント手続きの結果を踏まえた上で、本年4月に施行されることが予定されています。



こばり ゆうじ  
小張 裕司

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y.kobari@jurists.co.jp](mailto:y.kobari@jurists.co.jp)

金融規制／コンプライアンス関連業務を主たる業務分野としており、金融機関による M&A、組織再編、新規業務推進、海外業務展開等の案件のほか、国際金融規制対応や FinTech 関連法務なども手掛ける。

<sup>31</sup> 改正法 2 条 12 項、改正規則案 1 条の 3 の 2

<sup>32</sup> 改正規則案 13 条の 6 の 4

<sup>33</sup> 改正法 12 条の 2 第 3 項、改正規則案 13 条の 6 の 8

<sup>34</sup> 改正法 13 条の 2、改正規則案 14 条の 8

<sup>35</sup> 改正規則案 34 条の 53 の 10、34 条の 53 の 16 等、改正法 52 条の 47 第 2 項、改正規則案 34 条の 56 第 3 項

<sup>36</sup> 改正規則案 35 条 7 項 3 号

当事務所では、他にも M&A・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。